

借金をして投資の勉強？ 高額なDVD教材の勧誘に注意！

～大学生を中心に高額な「投資用教材」購入に関する相談が増加中～

大学生を中心に、高額な「投資用教材(DVD)」の契約に関するトラブルの相談が増加しています。購入費用に充てるために利用した学生ローンの返済に困っている事例、「友人を紹介したら紹介料を払うと言われた」といった「マルチまがい商法」の事例など、相談者の学生生活に影響が生じています。被害の深刻化や拡大を防ぐためには、親や友人など周囲の人たちが気づくことも大切です。困ったことがあったら、消費生活センターにご相談ください。

相談事例 1

大学の先輩から「日経225を使った投資をしてみないか」と誘われた。儲けるためには「投資用教材DVD」の購入が必要だ、と言われたが、50万円以上と高額でありお金がないので断ったところ、学生ローンの利用を勧められ、結局、借金して購入した。購入したDVDを見たが、経済用語の説明ばかりでよくわからなかったし、簡単に儲かる話ではないことがわかった。今では、返済のためバイトを優先する生活になり大学にも行けなくなった。
(大学生 男性)

相談事例 2

大学の友人から「いい話がある」と言われて喫茶店に行ったところ、業者の社員と思われる20歳代の人が同席していた。友人から強く勧められたので、消費者金融に嘘の借入目的を言ってお金を借りて購入した。今思えば、「やる？ やらない？」と判断を急がせ、「もう契約日を決めちゃおう」と言われ強引に話が進んだと思う。今は契約をしたことを後悔しており、借金を返して楽になりたい。
(大学生 男性)

相談事例 3

友人から「一緒に儲けないか」と誘われた。話を詳しく聞いたところ「投資用教材DVD」の販売で、「他に買う人を紹介してくれれば報酬を支払う」と言われた。断りきれずに、学生ローンから借金して購入したが、自分が儲かってもいないのに他人に勧めることは気が引けるので、誰も紹介していない。
(大学生 男性)

消費者へのアドバイス

- 大学の先輩や友人からの勧誘であっても、高額な商品を購入する際は、内容をよく確認し必要性を十分に考え、要らないと思ったらはっきりと断りましょう。
- 安易な借金も、目的や収入を偽っての借金もしてはいけません。お金を借りてまで結ばなければいけないような契約なのかどうか、もう一度冷静になって考えてみましょう。
- 誘われた時は「被害者」でも、同じ方法で友人を勧誘すれば「加害者」になります。「マルチまがい商法」の拡大を防ぐため、負の連鎖を断ち切る勇気を持ちましょう。
- クーリングオフが可能な場合もありますので、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

※ 悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください。 <事業者名がわからなくても通報できます！>
すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけれど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 → <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>